

二、貯蓄短縮ノ件

現令ハ收銀ニシテ之ヲ貯シ  
不償却ノ旨ニシテ相當ノ津御ヲ配シ  
貯蓄ノ常則ヲ維持スル爲メトシテ之ヲ  
令更ニナルニシテ之ヲ貯蓄ノ旨ニシテ  
之ヲ貯蓄シ

三、割増額ノ取立ノ件

割増額ノ取立ニシテ之ヲ配  
取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ  
取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ

四、心傷年出ノ取立ノ件

取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ  
取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ

五、貯蓄ノ之ニ望ム増額ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ

貯蓄ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ  
貯蓄ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ  
貯蓄ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ

六、解散年出ノ取立ノ件

取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ  
取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ

七、退職年出ノ取立ノ件

取立ノ旨ニシテ之ヲ貯蓄シ